
令和4年 9 月 宇美町議会定例会会議録 (第5日)

令和4年9月21日 (水曜日)

提出された案件は次のとおり

追加日程第一 同意第5号 宇美町教育委員会委員の任命について

追加日程第二 議案第38号 工事請負契約の締結について (令和4年度宇美町立中央公民館
及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事)

追加日程第三 議案第39号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第6号)

日程第1 認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和3年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第4 認定第4号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認
定について

日程第5 認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 報告第3号 令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

追加日程第一 同意第5号 宇美町教育委員会委員の任命について

追加日程第二 議案第38号 工事請負契約の締結について (令和4年度宇美町立中央公民館
及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事)

追加日程第三 議案第39号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第6号)

日程第1 認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和3年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第4 認定第4号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認
定について

日程第5 認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 報告第3号 令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 佐々木壮一朗
総務課長 …………… 工藤 正人	危機管理課長 …………… 安川 忠行
財政課長 …………… 中西 敏光	まちづくり課長 …………… 太田 一男
税務課長 …………… 松田 博幸	会計課長 …………… 瓦田 浩一
住民課長 …………… 八島 勝行	健康福祉課長 …………… 尾上 靖子
環境農林課長 …………… 久我 政克	管財課長 …………… 矢野 量久
都市整備課長 …………… 藤木 義和	上下水道課長 …………… 前田 友博
学校教育課長 …………… 川畑 廣典	社会教育課長 …………… 佐伯 剛美
こどもみらい課長 …………… 飯西 美咲	

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第5号と決算審査特別委員会審査報告書等をお配りしていますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

過去、最強クラスと警戒された台風14号は19日、九州のほぼ全域を暴風域に巻き込みなが

ら九州を横断し本州付近を北上しました。記録的な大雨となった宮崎県などでは、冠水被害や土砂崩れが相次いで発生しました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期復旧を心から願っております。

九州7県が災害発生前に初めて災害救助法を事前適用するなど、異例の警戒体制が取られました。九州北部や福岡県の被害が大きくなる進路を通らなかったことに胸をなでおろしたところでございます。

危機管理課職員をはじめ、職員の皆様におかれましては、避難所開設から避難所運営、そして消防団等による町内巡回などに御尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。

では、本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までに人事案1件、工事請負契約案1件、予算案1件を受理していますので、追加議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。以上、3件を追加議題とすることに決定いたしました。なお、本日の議事日程に上げています。よろしく願いいたします。

ここで、安川町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。

安川町長。

○町長（安川茂伸） 皆さん、おはようございます。

いよいよ9月定例会も最終日となりました。台風一過の秋晴れが続いておりますが、先週末からの台風14号に関する対応等について、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

大型の台風14号は九州に上陸、その後、日本列島縦断し各地で被害をもたらしました。被災されました方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

福岡県は18日午後から19日午前中に最接近するという見込みの予報であり、これを受けて当町では16日金曜日に臨時課長会議を招集して対応等について確認を行い、17日土曜日11時に災害準備体制を整え、翌18日日曜日11時に警戒本部を設置、同日13時に災害対策本部に切り替えて対策に当たりました。

今回、福岡管区气象台から特別警報発令の可能性があるとの情報があり、18日14時に高齢者等避難を発令し、避難所として武道館、南町民センター、うみハピネス、宇美商業高等学校の4か所と、今回、試験的にペット同伴の避難所として勤労者体育センターを開設いたしました。

風雨がひどくならないうちに避難して来られた方がほとんどで、避難者数は最大時で84世帯、164名でございました。翌19日の16時に避難者が全員帰宅されたため避難所を閉鎖し、同時に災害対策本部を廃止いたしました。人的被害はなく安心した次第でございます。

町道竹ヶ下～桜ヶ丘線、ひばりが丘のり面災害復旧につきましては、台風14号接近に伴い、役場雨量計で降り始めから227ミリの降雨があり、のり面に設置している地下水を観測する水位計で水位の上昇はありましたが、20日からは徐々に低下している状況で、のり面の点検においても、形状に特段の変化もなく安定している状態でございます。

また、町道有内～苔牟田線の地滑り対策の現場では、目視による確認を行ったところ、大きな変動はありませんでした。今後も巡回や計測機器などの確認を行いながら注視してまいります。

町内の主要町道及び林道につきましては、巡回による点検の結果、倒木などによる通行障害のある箇所が十数か所確認にされたため、その場で通行に支障がない程度まで処理を行い、その他公園等においても倒木等が発生しているため、20日から順次対応をしております。

今回、家族の一員であるペットと一緒に避難することができる避難所を開設しましたが、初めての試みで十分でない点もあったと思います。このことも含めて、今回の対応を一つ一つ検証し、改善を図ってまいりたいというふうに思います。

今回の対応に当たっては、宇美町消防団の皆さんにも御協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

今後も連携して災害に強いまちづくりに取り組んでいく所存でございます。

お手元に経過等の概要を記載した資料を配付しておりますが、台風対応等の全容につきましては今後、現在取りまとめを行っている段階ですので、改めて御報告をさせていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

追加日程第一 同意第5号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第一、同意第5号 宇美町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。同意第5号 宇美町教育委員会委員の任命についてでございます。

宇美町教育委員会委員に次のものを任命する。

氏名につきましては、吉村順子氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので、御参照をお願いいたします。

提案理由でございますが、宇美町教育委員会委員安川一馬氏の任期が令和4年9月30日で満了することに伴い、後任として吉村順子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページ、1ページにつきましては、参考資料1としまして、吉村順子氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の2ページ、参考資料2では、上段に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を、下段には宇美町教育委員会委員の名簿をつけさせていただいております。

第3条組織を御覧ください。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織するとされております。また、下のほう第5条任期につきましては、教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とするとされております。したがって、教育委員会委員名簿にございます安川一馬氏の後任として、吉村順子氏が任命された場合は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので採決に入ります。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子） ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、小林議員及び2番、安川議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなすことにいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	小林 議員	2 番	安川 議員
3 番	高橋 議員	4 番	丸山 議員
5 番	平野 議員	6 番	安川 議員
7 番	入江 議員	8 番	黒川 議員
9 番	鳴海 議員	10 番	白水 議員
11 番	藤木 議員		

.....

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番、小林議員及び2番、安川議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票なしです。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第5号 宇美町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古賀ひろ子） ここで吉村順子氏より御挨拶の発言申出がっておりますので、これを許します。吉村順子氏どうぞ。

○（吉村順子） ただいま御紹介いただきました吉村でございます。教育委員就任に当たり御挨拶をさせていただきます。

このたび町長の御任命と議会の御同意をいただき、10月1日付で宇美町教育委員会教育委員を拝命することとなり身の引き締まる思いでございます。それと同時に、このようなお役目を拝命し、身に余る光栄です。

さて、現在、第7次宇美町総合計画素案が審議中でございます。その中にうたわれている項目の1つに、子育てと学びに関する一文がございます。子育て支援、学校教育の充実、健全育成、学びの推進などです。そして、子どもの育ちや人々の学びをみんなで応援していくというもので、宇美町の教育行政において取り組むべき重要な内容です。

これらの実現のために幼少期、成長期を宇美町で子育てする皆さんに豊かな経験、整った学習環境、学力の保障、そして子どもから大人まで一生涯を通しての学びを推し進めるために、宇美町働く婦人の家し〜ず・うみで培ってきた経験を生かし、学校、保護者、地域をはじめ、各種関連機関との連携を深めながら課題解決に向け取り組んでまいります。

最後に、御任命いただいた安川町長、御同意いただいた議会、そして町民の皆様の御期待に沿えるよう教育委員の一員として誠心誠意責務を全うしてまいります所存です。

どうか御指導御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

追加日程第二、議案第38号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第二、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。議案第38号でございます。

工事請負契約の締結について、令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

1、工事箇所でございますが、福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号地内。

2、請負契約額、5,599万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては509万円でございます。

3、工事請負人、住所または所在でございますが、福岡県糟屋郡宇美町宇美二丁目15番10号でございます。氏名または名称、有限会社大庭建設でございます。代表者資格氏名でございますが、代表取締役、大庭健次氏でございます。

提案の理由でございますが、令和4年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センタートイレ改修工事を施工するため、令和4年9月7日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページに、参考資料をつけさせていただいております。

1、工事の概要でございますが、宇美町立中央公民館旧館の一階と二階の男女トイレ、それぞれ1か所、多目的トイレが1か所でございます。宇美町立中央公民館の新館でございますが、こちらにつきましては男女トイレそれぞれ1か所でございます。

次に、宇美町住民福祉センター、これにつきましては男女それぞれ1か所、多目的トイレが

1か所の計10か所でございます。

建築工事1式、主なものにつきましては、段差解消、手すり設置、オストメイトの設備の設置、これは住民福祉センターの多目的トイレになります。あと、電気設備工事が一式、機械設備工事が一式。ちなみに中央公民館につきましては、大便器16台、洋式15の多目的トイレが1でございます。住民福祉センターにつきましては、大便器7台、洋式6の多目的トイレ1でございます。

予定価格でございますが、5,741万6,700円、最低制限価格につきましては、5,282万3,100円でございます。

落札率につきましては、97.52%、工期につきましては、契約の効力の発生する日から令和5年1月20日までの工期になるものでございます。

ページをおめくりください。

2ページには競争指名入札の参加者の一覧をつけておりますので、御参照いただけたらと存じます。

ページをおめくりください。

3ページから5ページにつきましては、それぞれ中央公民館新館、旧館の平面図、それと住民福祉センターの平面図をつけております。トイレの配置図になっておりますので、御参照いただけたらと存じます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 住民福祉センターのトイレを中心に、ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思っています。

これは利用者の方の声として、私が聞いたものをそのままお伝えしようかなと思っているんですけども。

まず、住民福祉センターの女性トイレ、これは仕切りが現在180センチぐらいとかなり低いようですね。私ぐらいの身長があるとちょっと背伸びをすればのぞけてしまうと、今のところ安心して使えないという声が上がっていました。そのパーティション、仕切りをもうちょっと高くできないか。それが1点と、あとは節水機能であったり、また安心して用が足せるように音姫機能という機能がございます、便器のですね。それをぜひつけてほしいというような声が上がっていましたので、その2点についてどのような対策を行ってあるのか回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、ブースの高さの部分でございます。今現在180センチであるものを、今回、打合せの中で2メートルの高さに変更するという形で、昨日、その打合せをしたところでございます。

2点目でございますが、擬音装置、これにつきましては全員協議会の中で設置がないという回答をしておりましたが、その後、設計書の内容を確認をすると擬音装置含まれているということでございましたので、男子トイレ、女子トイレ全てに擬音装置が設置されるというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今度トイレを新しくするというので、従来型のトイレに比べて、最近のトイレ非常に多機能になっておりまして、例えば、従来型に比べて汚れが付きにくい材質を使っているとか、あるいは使用水量を抑える設計になっている。あるいは人が来たら自動で開くとか、何かそういう消費電力が従来型より抑えられるとか、そういった改修前と比べて何か特筆すべき特徴とかもしあれば、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。特筆する機能、今、議員のほうで申されたような形のものと考えておりますが、これも、これから施工業者のほうと詳細の打合せをしてみたいと思っております。役場が昨年あたりからトイレの改修を行っておりますが、これに付随するような形のものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 女性トイレにはサンタリーボックスが通常ありますが、最近よく耳にするんですけども、男性トイレにもサンタリーボックスをという、そういう動きがあるようなんですが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。御質問にあります、これもよくネット等でも話題になっておりますが、特に男子の尿漏れであったり、おむつであったり、こういったものの処分をするサンタリーボックスでございます。これにつきましては消耗品等で設置ができますので、設置する方向で考えたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三. 議案第39号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第三、議案第39号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。説明に入ります前に今回の追加補正予算案につきましては、新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種実施期間の延長等に伴いまして、緊急に補正予算を提出する必要が生じたので、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただくものです。

議案第39号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1億1,675万1,000円を追加し、予算総額を136億8,568万5,000円とするものです。

歳出から説明をさせていただきますが、令和4年9月議会議案資料綴一般会計補正予算（第6号）事業一覧表を配付しております。補正予算の事業内容を記載しておりますので、御参照ください。

それでは予算書16、17ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億1,550万1,000円は、特例臨時接種実施期間が令和5年3月31日まで6か月延長され、2回目まで接種を終えた12歳以上の全ての人を対象に、オミクロン株に対応したワクチンを接種するための体制確保に必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員報酬をはじめ、ワクチン輸送業務委託料を271万2,000円、予約システム運營業務委託料を107万円、予約受付及び集団接種会場運営等業務委託料を1億747万9,000円、集団接種会場賃借料を211万

2,000円計上をしています。

10款教育費7項保健体育費2目体育施設費、その他体育施設管理費125万円は、相撲場の移設及び上屋の建築を実施するに当たり、建築確認申請を行う上で必要な測量や地質調査等の追加経費として、相撲場上屋等設計業務委託料を計上をしています。

歳出は以上です。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

12、13ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を4,015万9,000円増額、2項国庫補助金4目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を7,534万2,000円増額しており、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業は国の100%補助となっています。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金125万円は、本補正予算の収支不足額の財源とするものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括と総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 資料の1ページ、その他体育施設管理費の中で125万円の補正が組み込まれております。これは宇美八幡宮に設置している相撲場建替えに伴う設計費ということなんですけども、まず現状の相撲場が、今はもうなくなっていますけど、何平米ぐらいあって、新しく建てる相撲場、これは何平米ぐらい、上屋のところですけど、どのぐらいの広さまで拡充しようと考えているのか。まず、そこをお聞きしたいと思います、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。今現在あるお宮の土俵でございますが、土俵の大きさに関しましては、今度、新しく建築する土俵と大きさは一緒でございます。ただ、上屋の部分が、今、四隅に柱が立っているような状態でございますが、これをそれぞれ1メートル後ろにずらすような形、さらに相撲部との協議の中で左右に関しては、さらに1メートル程度離してくれないかという形で、今、正方形になっておりますが、これをちょっと長方形の形に変更するよ

うな形で協議をしておるところでございます。

具体的な平米数はちょっと今手元に持っておりませんので回答できませんが、形的には真四角なものがちょっと長方形の形に変わるというものでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） これを後々の利用促進というところでお尋ねしたいと思います。

宇美町は御承知のとおり長年青年団の奉納相撲をはじめ、子ども会育成会連絡協議会主催による子ども相撲、長く続けられてきました。今日も青年団からコロナの拡大に伴い奉納相撲は中止しますという案内が来ていたんですけども、今後、せっかく上屋を立てても、相撲場を改修したとしても、利用されなかったら非常にもったいないと言いますか、しっかり利用していただきたいなど、普及促進に力を入れていただきたいと思うんですけども。

町の教育委員会として建物の設置そして管理者として、今後どのようにこの新しく作る相撲場を利用していこうと、利用促進を図っていこうと考えていますか。特に、子ども会では令和４年度は事業計画から外れているんです。このあたりも含めて今後の方針をぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。議員の質問にありました利用促進の件でございますが、上司のほうからももちろん建設に当たり、今後のことについては慎重審議をするようにという指示をいただいております。そういった中で、宇美町のスポーツ協会相撲部さんと協議を行い始めております。

また、子ども会育成会連絡協議会、こちらのほうとも今後協議をしていくという内容になっておりますが、これまでは町内だけの話でありましたが、相撲部に関しましても、今は郡の大会等についても久山で全て行われているような状態になっておりまして、今こういったものを宇美町の中で行うことも考えることができるのではないかなというような形で、町民ならず、この郡内のその相撲に関する士気を高めるべく取組等について宇美町中心に考えてまいりたいというような形で、今後、そういったところについて協議をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） それに加えて、ぜひ大相撲の九州場所の部屋の誘致、九重部屋さんが来ていただいていたけれども、そういったところが継続できるような形でも、ぜひ協力しながら相撲道の発展に結びつけていただきたいなと思っているところです。

最後に、この建設に係る費用なんですけれども、全て一般財源から出すというのはいかがなものかと私も思っています。もちろん出してもいいんですけども、できたらこの財源をクラウドファンディングとか、あるいは、ふるさと宇美町応援寄附金などで呼びかける、これによって宇

美町の相撲道がどのように発展してきたか等も広く全国に周知できると思います。

そういったことも踏まえまして、その建設費をどう捻出していくか、幾らぐらいの建設費がかかって、それをどう財源として求めていくのか、このあたりの計画をぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。寄附の関係でございます。

先般、全員協議会の中でも御質問いただき、これらについて上司と、それとまちづくり課等も協議を行っております。そういった中で今回のこの相撲場の建設については、ガバメントクラウドファンディングが使えるのではないかとということで、早速、その詳細についての詰めを行っております。

このガバメントクラウドファンディングにつきましては、募集期間が3か月程度、準備に3か月かかるという形になりますので、今の時期から考えると来年の1月から3月ぐらいの募集期間でやってみてはどうかというような形で考えております。

金額については100万円以上という最低ラインが図られておりますので、建設費の何%か、これはこれからこれらの請負業者も含めたところで設定額の設定を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入歳出一括質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

ただいまより10時55分まで休憩に入ります。

10時38分休憩

10時55分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5、認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。

丸山決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（丸山康夫） 令和4年9月21日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長丸山康夫。決算審査特別委員会審査報告書です。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、委員会開催日、令和4年9月14日、15日。

事件の名称、認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、予算現額4億7,047万9,000円に対し、歳入総額4億6,843万1,879円、歳出総額4億4,654万7,768円で、2,188万4,111円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金が主なもので、1款後期高齢者医療保険料については、被保険者数の増加や収納率向上等により前年度より増額となっています。

歳出は、1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料収入の増額に伴う保険料負担金の増などにより、前年度より増額となっています。

審査では、広域連合療養給付費負担金の町財政への影響、健康増進のためのスポーツ振興、低所得者への生活習慣改善の取組などについて質疑がありました。また、賛成討論が1件ありまし

た。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

事件の名称、認定第2号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、予算現額41億7,878万4,000円に対し、歳入総額44億3,421万4,238円、歳出総額40億5,972万6,221円で3億7,448万8,017円の黒字決算です。

歳入は、1款国民健康保険税、4款県支出金が主なもので、1款国民健康保険税については令和2年中の所得が減少したことに伴う所得割賦課額が減となり、前年度の決算額より減額となっています。4款県支出金については、歳出2款保険給付費の増に伴い、前年度より増額となっています。

歳出は、2款保険給付金、3款国民健康保険事業費納付金が主なもので、2款保険給付費についてはコロナ禍による受診控えの反動により受診が増え、前年度より増額となっています。

審査では、新型コロナウイルス感染症の影響による短期被保険者証の交付について質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第3号 令和3年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和3年度宇美町上水道事業会計の決算については、収益的収入では予算現額7億9,814万8,000円に対し、収入総額8億2,501万6,917円で、収益的支出では予算現額7億5,201万円で、支出総額7億3,029万3,512円です。

資本的収入では、予算現額5,930万4,000円に対し、収入総額4,444万2,554円で、資本的支出では、予算現額4億5,972万9,000円に対し、支出総額3億4,871万2,862円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,273,088円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

令和3年度純利益は7,682万9,522円となり、これに前年度繰越利益剰余金1億1,938万2,131円を加えた1億9,621万1,653円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、3,000万円を建設改良積立金に積み立て、残高を繰越利益剰余金として翌年度に繰越しされる計画となっています。

審査では、福岡地区水道企業団からの受水費の内訳及び企業団との協議、有収率の改善対策、工事の落札率高止まりの要因、収納対策の状況、水質検査の実施状況などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第4号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算については、収益的収入では予算現額9億7,129万4,000円に対し、収入総額9億9,633万9,773円で、収益的支出では予算現額9億306万5,000円に対し、支出総額9億65万375円です。資本的収入では予算現額5億7,126万2,000円に対し、収入総額4億5,981万8,500円で、資本的支出では予算現額8億5,868万3,000円に対し、支出総額6億7,257万1,737円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,275万3,237円は、損益勘定留保資金などで補填されています。

令和3年度純利益は1億649万9,295円となり、これに前年度繰越利益剰余金1億5,622万4,491円を加えた2億6,272万3,786円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については7,092万6,000円を建設改良積立金に積み立て、残額を繰越利益剰余金として翌年度に繰越しされる計画となっています。

審査では、質疑がありませんでした。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度宇美町一般会計の歳入歳出決算については、予算現額156億8,760万4,000円に対し、歳入総額153億4,751万7,804円、歳出総額145億6,846万1,711円で、歳入歳出差引過不足額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は6億3,730万6,328円の黒字決算です。

歳入は、金額が多い順に1款町税、14款国庫支出金、10款地方交付税となっており、14款国庫支出金については子育て世帯への臨時特別給付金負担金、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金負担金、児童手当負担金が主なものです。

1款町税については、町民税では新型コロナウイルスの影響による個人収入、企業収益が落ち込んだことによる調定減、固定資産税では中小企業者等に対する令和3年度限りの軽減措置等による調定減が影響し、収入済額の総計は前年度より0.4%減となり、収納率は現年度分が98.98%（前年度比0.30ポイント増）、滞納繰越分が24.88%（前年度比1.04ポイント増）となっています。

歳出の主な事業費は、1款議会費は議員報酬などです。

2款総務費は財政調整基金費、庁舎建設等基金費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、庁舎維持管理費などです。

3 款民生費は児童手当関係経費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、後期高齢者医療関係経費などです。

4 款衛生費はごみ処理事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費などです。

5 款労働費は働く婦人の家の運営経費です。

6 款農林水産業費は農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7 款商工費は商工業活性化事業費などです。

8 款土木費は流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、公園管理・整備事業費などです。

9 款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、防災対策事業費、消防団活動支援事業費などです。

10 款教育費は、施設等利用給付費、学校給食管理費、桜原小学校施設整備費、就学援助事業費、学校教育推進事業費などです。

11 款災害復旧費は（現年）公共土木施設等補助災害復旧費などです。

基金については令和3年度末現在高は、前年度より6億3,416万5,288円増の29億108万6円で、金額が多い順に宇美町財政調整基金、宇美町庁舎建設等基金となっています。

審査では、2 款総務費では、コロナ禍における庁舎建設等基金積立金の必要性、プレミアム付き地域商品券の交付状況、ふるさと宇美町応援寄付事業の広報活動の効果、キャッシュレス決済推進事業の検証及び今後の展開、個人番号カード交付事務事業の交付率の状況などについて質疑がありました。

3 款民生費では、病児保育事業の実施状況、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金給付事業の未給付者への対応、子ども医療支援事業の拡充及び財源などについて質疑がありました。

4 款衛生費では、空き家対策事業の対応状況などについて質疑がありました。

6 款農林水産業費では、金坪池改修事業の実施状況及び今後の予定、有害鳥獣・林道等巡回管理事業の実施状況などについて質疑がありました。

10 款教育費では、スポーツ協会の活動状況、アスベスト調査事業の診断結果への対処、スポーツ施設利用助成事業の利用者増への対策及び助成の拡充などについて質疑がありました。

歳入では、地域猫活動支援事業費補助金の補助内容などについて、質疑がありました。

総括質疑では、トレーニングルームの方向性、予備費の使用内容、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の効果及び今後の施策、町立保育園の安全対策などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑については、付託した特別委員会が議員全員を委員としていることから省略いたします。

丸山委員長、議席に戻ってください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号 令和3年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和3年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和3年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第6 報告第3号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、報告第3号 令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を行います。

報告を求めます。

中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼します。報告第3号 令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

ページをめくっていただきまして、1ページが、健全化判断比率の報告書になっています。2ページが資金不足比率についての報告書、3ページ、次の4ページが監査委員からの一般会計の審査意見書、5ページが公営企業会計の審査意見書となっております。6ページ以降に健全化判断比率等資料を添付をしております。

まず、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思いますので、次の7ページをお願いします。

上段にあります地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を御覧ください。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、上段の図表の左下になりますが、ページで言いますと中ほどの左側になりますが、縦列で実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして公営企業の経営の健全性を示す指標として資金不足比率があり、毎年、この財政指標の算定と公表が義務づけられています。

また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上になった場合には財政再生計画を、また公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が義務づけられるものでございます。

7ページ中段下の表は、どの比率にどこまでの会計等が対象となるかを表したものとなっております。

次の8ページをお願いします。健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載をしています。簡単に説明させていただきますと、まず、1つ目の実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率で、宇美町では一般会計を対象とするものです。

次の、連結実質赤字比率は、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっております。

次の、実質公債費比率は、一般会計、公営企業会計に、一部事務組合・広域連合を対象に一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率で、過去3か年の平均値で算出されます。

次の、将来負担比率は、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めて一般会

計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率となっています。

その下の、資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっております。

次の9ページ以降につきましては、1年前になりますけれども、令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）を添付しております。令和2年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は1団体ということでございます。この団体につきましては、財政再生基準も超えている団体になります。この概要が10ページ、11ページまで続いておまして、最後の12ページには糟屋地区1市7町の令和2年度決算に基づく比率の一覧表を添付しております。後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、令和3年度の健全化判断比率の報告をさせていただきます。戻っていただきまして、1ページをお願いします。1ページが報告書となっておりますが、説明につきましては4ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。中段の表を御覧ください。

上段の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定をしていただきました令和3年度一般会計決算において実質収支6億3,730万6,328円で、8.11%の黒字となっておりますので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は13.79%となっております。

次の、連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として、実質収支の比率を算定するものです。令和3年度全会計の決算では19.94%の黒字となりましたので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は18.79%となっております。

次の、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものですが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入している一部事務組合等の元利償還金相当額を含めての負担率を算出しています。令和3年度の実質公債費比率は7.5%となっており、早期健全化基準25%を下回っています。

次の、将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象にして一般会計における将来の財政負担を示す指標であり、一般会計の地方債残高、上下水道会計の償還費の繰出見込額、退職手当負担見込額等により比率が算出され、令和3年度の将来負担比率は7.3%の黒字となっており、早期健全化基準350%を下回っております。

以上のとおり各比率ともに早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

続きまして、令和3年度の資金不足比率について御報告いたします。2ページが報告書となっ

ておりますが、こちら5ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、資金の不足額は流動負債の額から流動資産等の額を控除することなどを基本としており、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表を御覧ください。令和3年度上水道事業会計、その下の流域関連公共下水道事業会計決算とともに資金不足比率は表示されておられません。

以上により、両会計共に経営健全化基準20%を下回っておりますので、経営健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

以上、宇美町におきましては財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないということで、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

報告第3号 令和3年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結します。

日程第7. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本9月定例会を閉会することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年9月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時28分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月7日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 黒 川 悟

署名議員 入 江 政 行